

令和2年4月7日
住宅局住宅生産課

次世代住宅ポイント制度の申請について

～新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方へ～

次世代住宅ポイントについては、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、災害等やむを得ず令和元年度末までに着工することが困難と認められる場合、本制度の着工期限を令和2年6月末とする運用を行ってきたところですが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和元年度末までに契約できなかった方がおられることから、これらの方について次世代住宅ポイントの申請を受け付けます。

1 次世代住宅ポイント制度の概要

消費税率10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与します。

○新築は最大35万円相当、リフォームは最大30万円相当のポイントを付与。

○若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にポイントの特例あり。

2 ポイント発行対象者について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和元年度末までに契約できなかった方について、令和2年4月7日から8月31日までに契約を行った場合、ポイントの申請が可能です。

3 ポイント発行申請受付期間について

令和2年6月1日（月）～ 令和2年8月31日（月）（予定）

※申請にあたっては、やむを得ず令和元年度末までに契約ができなかった理由の申告が必要です。

※申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、FAX：03-5253-1629